登録票（平成３０年度）

夏季

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏1	少年鑑別所における鑑別の実務について	札幌矯正管区 及び 札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂２－１－１－２５	3人程度	平成３０年８月下旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の実習，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（矯正心理専門職区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911
夏2	少年鑑別所における鑑別の実務について	札幌矯正管区 及び 函館少年鑑別所	函館少年鑑別所 函館市金堀町６－１５	2人以内	平成３０年８月上旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（矯正心理専門職区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911
夏3	少年鑑別所における鑑別の実務について	札幌矯正管区 及び 旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡一条一丁目三番二十四号	2人程度	平成３０年７月３０日（月）～８月１日（水）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911
夏4	少年鑑別所における鑑別の実務について	札幌矯正管区 及び 釧路少年鑑別所	釧路少年鑑別所 北海道釧路市弥生１丁目５－２２	2人程度	平成３０年８月１日（水）～同月３日（金）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受験体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911
夏5	少年院における矯正教育の実務について	札幌矯正管区及び 帯広少年院	帯広少年院 帯広市緑ヶ丘３の２	2人	平成３０年７月３０日（月）～８月１日（水）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911
夏6	少年院における矯正教育の実務について	札幌矯正管区及び北海少年院 紫明女子学院	北海少年院 （北海道千歳市大和4-746-10） 紫明女子学院 （北海道千歳市大和4-662-2）	各施設３人まで	平成３０年８月上旬又は同年９月上旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習（男子学生は北海少年院において，女子学生は紫明女子学院において実習等を実施）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わないが，原則として，男子学生は北海少年院において，女子学生は紫明女子学院において，実習等を実施する。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂１条２－５－５ 011-783-3911

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏7	少年院における矯正教育の実務について	札幌矯正管区 及び 月形学園	月形学園 北海道樺戸郡月形町字知来乙２６４－１	2人程度	平成３０年7月中旬から8月上旬までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条２－５－５ 011-783-3911
夏8	少年院における矯正教育の実務について	仙台矯正管区 及び 盛岡少年院	盛岡少年院 盛岡市月が丘２丁目１５－１	3人程度	平成３０年8月下旬頃の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城３－２３－１ 022-286-0111
夏9	少年院における矯正教育の実務について	仙台矯正管区 及び 東北少年院・ 青葉女子学園	東北少年院 仙台市若林区古城３－２１－１ 青葉女子学園 仙台市若林区古城３－２４－１	両施設合わせて4人程度	平成３０年9月上旬から9月中旬にかけての連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城３－２３－１ 022-286-0111
夏10	少年鑑別所における鑑別の実務について	仙台矯正管区 及び 仙台少年鑑別所	仙台少年鑑別所 宮城県仙台市若林区古城３－２７－１７	3人程度	平成３０年9月１１日（火）～同月１３日（木）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城３－２３－１ 022-286-0111
夏11	少年鑑別所における鑑別の実務について	仙台矯正管区 及び 山形少年鑑別所	山形少年鑑別所 山形県山形市小白川町５－２１－２５	3人程度	平成３０年9月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城３－２３－１ 022-286-0111
夏12	少年鑑別所における鑑別の実務について	仙台矯正管区 及び 福島少年鑑別所	福島少年鑑別所 福島県福島市南沢又字原町越４－１４	3人程度	平成３０年8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城３－２３－１ 022-286-0111
夏13	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町１７２２－１	5人程度	平成３０年9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏14	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 水府学院	水府学院 茨城県東茨城郡茨城町駒渡１０８４－１	3人	平成３０年8月中の連続する3日間（いわゆる盆期間を除く。）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生（男性に限る。）であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないため，自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏15	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川３４７５－１	3人	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏16	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町６０	3人程度	平成３０年８月下旬の連続する３日間 ※３０日，３１日は除く。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，教科指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学を専攻していること，体育を専攻していること又は刑事政策を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏17	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村新井１０２７－１	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（女性に限る。）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏18	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷１５７－１	2人程度	平成３０年８月下旬頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないため，自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏19	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台１７６６番地	3人程度	平成３０年７月２３日（月）～７月２６日（木）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏20	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町６７０	3～5人程度（人数は現在検討中。）	平成３０年８月又は９月中の連続する３日間程度ないし５日間程度（日程は現在検討中。）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男性が望ましい。）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏21	少年院における医療及び矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 関東医療少年院	関東医療少年院 東京都府中市新町１－１７－１	3人程度	平成３０年８月２９日（水）～８月３１日（金）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における医療の実情，教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏22	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川３－１４－２６	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏２３	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬３－１２－１	２人程度	平成３０年８月２７日（月） 及び２８日（火）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学２年生以上若しくは４年次又は大学院生であること。 ・男性のみとします。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２４	少年院における矯正教育の実施について	東京矯正管区 及び 小田原少年院	小田原少年院 神奈川県小田原市扇町１－４－６	２人程度	平成３０年８月２７日（月）～８月２９（水）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男性に限る）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２５	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 神奈川医療少年院	神奈川医療少年院 神奈川県相模原市中央区小山４－４－５	６人	平成３０年８月の連続する３日間（平日）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における矯正教育（生活指導，職業指導，体育指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に強い興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，心理，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２６	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町１１７－１３	３人程度	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２７	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 有明高原寮	有明高原寮 長野県安曇野市穂高有明７２９９	３人程度	平成３０年７月又は８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。 ・公共交通機関がないため，自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２８	少年院における矯正教育の実務について	東京矯正管区 及び 駿府学園	駿府学園 静岡市葵区内牧１１８	３人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏２９	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 水戸少年鑑別所	水戸少年鑑別所 茨城県水戸市新原１－１５－１５	２人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３０	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町４－５－７	２人	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏３１	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１６－３６	２人	平成３０年８月下旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わない。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３２	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台１－１２－９	２人程度	平成３０年８月下旬から９月上旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３３	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台２－１１－７	６人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席及び実施，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３４	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 八王子少年鑑別所	八王子少年鑑別所 東京都八王子市中野町2726・１	２人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席及び実施，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３５	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南４－２－１	４人	平成３０年８月下旬から９月第１週頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（矯正心理専門職区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３６	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川岸町１－５３－２	２人程度	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席及び実施，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３７	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町２０７５番地１	１人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないため，自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏３８	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪５－４６－１４	３人程度	平成３０年８月又は９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席及び実施，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学，行事体験等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏３９	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京矯正管区 及び 静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡県静岡市駿河区小鹿二丁目２７番７号	２人程度	平成３０年８月下旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1500
夏４０	少年院における矯正教育の実務について	名古屋矯正管区 及び 湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町ロ１１の１	４人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４１	少年院における矯正教育の実務について	名古屋矯正管区 及び 瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町１４	４人程度	平成３０年８月２０日（月）から同月２２日（水）の３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４２	少年院における矯正教育の実務について	名古屋矯正管区 及び 豊ケ岡学園	豊ケ岡学園 愛知県豊明市前後町三ツ谷１２９３	３人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４３	少年院における矯正教育の実務について	名古屋矯正管区 及び 宮川医療少年院	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前２５	３人程度	平成３０年８月～９月上旬中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏４４	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 富山少年鑑別所	富山少年鑑別所 富山市才覚寺１６２の２	2人まで	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４５	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 金沢市小立野５の２の１４	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４６	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 福井少年鑑別所	福井少年鑑別所 福井市大願寺３の４の２０	3人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４７	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜市鷺山１７６９の２０	3人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４８	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千種１の６の６	6人	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961
夏４９	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋矯正管区 及び 津少年鑑別所	津少年鑑別所 津市南新町１２の１２	3人	平成３０年８月１日から同月１０日までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁１－１５－１ 名古屋合同庁舎第３号館 052-971-5961

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏５０	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山１－１０－１７	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉，心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５１	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市郡津２－４５－１	3人程度	平成３０年７月又は８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（女性に限る）であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５２	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 和泉学園	和泉学園 大阪府阪南市貝掛１０９６	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５３	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園 播磨学園 兵庫県加古川市八幡町宗佐５４４	3人程度	平成３０年７月中旬から８月上旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５４	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町１１２２	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導，行事等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉，心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５５	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 大津少年鑑別所	大津少年鑑別所 滋賀県大津市大平１－１－２	2人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏５６	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都府京都市左京区吉田上阿達町３７	4人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５７	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井町８－３０	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５８	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 兵庫県神戸市兵庫区下祇園町４０－７	2人程度	平成３０年７月又は８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏５９	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良県奈良市般若寺町３	2人程度	平成３０年８月中の連続する２日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏６０	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪矯正管区 及び 和歌山少年鑑別所	和歌山少年鑑別所 和歌山県和歌山市元町奉行丁２－１	2人程度	平成３０年８月下旬の連続する２日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－６７ 大阪合同庁舎第２号館別館 06-6941-5751
夏６１	少年院における矯正教育の実務について	広島矯正管区 及び 美保学園	美保学園 鳥取県米子市大篠津町４５５７	3人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏６２	少年院における矯正教育の実務について	広島矯正管区 及び 岡山少年院	岡山少年院 岡山市南区箕島２４９７	３人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６３	少年院における矯正教育の実務について	広島矯正管区 及び 広島少年院	広島少年院 広島県東広島市八本松町原１１１７４－３１	４人	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６４	少年院における矯正教育の実務について	広島矯正管区 及び 貴船原少女苑	貴船原少女苑 広島県東広島市八本松町原６０８８	３人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６５	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島矯正管区 及び 鳥取少年鑑別所	鳥取少年鑑別所 鳥取県鳥取市湯所町２丁目４１７番地	５人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６６	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島矯正管区 及び 松江少年鑑別所	松江少年鑑別所 島根県松江市内中原町１９５番地	２人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６７	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島矯正管区 及び 岡山少年鑑別所	岡山少年鑑別所 岡山市南区箕島２５１２－２	３人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏６８	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島矯正管区 及び 広島少年鑑別所	広島少年鑑別所 広島市中区吉島西３丁目１５－８	６人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏６９	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島矯正管区 及び 山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口県山口市中央４－７－５	３人程度	平成３０年７月から同年９月中旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎４号館 082-223-8161
夏７０	少年院における矯正教育の実務について	高松矯正管区 及び 丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町２８	３人	平成３０年８月下旬頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，心理，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましい。 大学生又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏７１	少年院における矯正教育の実務について	高松矯正管区 及び 四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通寺町２０２０	３人程度	平成３０年８月２７日（月）から９月７日（金）までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない。）であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏７２	少年院における矯正教育の実務について	高松矯正管区 及び 松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町３８０３番地	３人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏７３	少年鑑別所における鑑別の実務について	高松矯正管区 及び 徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町５丁目４０番地	５人程度	平成３０年８月２０日（月）～８月２２日（水）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏７４	少年鑑別所における鑑別の実務について	高松矯正管区 及び 高松少年鑑別所	高松少年鑑別所 香川県高松市藤塚町３－７－２８	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏７５	少年鑑別所における鑑別の実務について	高松矯正管区 及び 高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知市塩田町１９－１３	3人程度	平成３０年８月２７日（月）～２９日（水）	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏７６	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 筑紫少女苑	筑紫少女苑 福岡県福岡市東区奈多1302-105	3人程度	平成３０年９月上旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（性別は女子）であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏７７	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 福岡少年院	福岡少年院 福岡県福岡市南区老司4-20-1	3人程度	平成３０年８月上旬頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏７８	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 佐世保学園	佐世保学園 長崎県佐世保市大塔１２７９	3人程度	平成３０年９月上旬頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏７９	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 人吉農芸学院	人吉農芸学院 熊本県球磨郡錦町木上北２２３－１	3人程度	平成３０年８月上旬頃の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学２年次若しくは３年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏８０	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三重町赤嶺２７２１	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業訓練等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男女の別は問わない）であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８１	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 沖縄少年院	沖縄少年院 沖縄県糸満市真栄平（予定） ［現住所］ 沖縄市山内１の１３の１	4人	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（男性に限る。）であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８２	少年院における矯正教育の実務について	福岡矯正管区 及び 沖縄女子学園	沖縄少年院 沖縄県糸満市真栄平（予定） ［現住所］ 沖縄市山内１の１４の１	4人程度	平成３０年９月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動（生活指導，職業指導等）の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年院の教育活動等）に興味・関心を持っていること。 ・教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（法務教官区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生（女性に限る。）であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８３	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 福岡少年鑑別所	福岡少年鑑別所 福岡県福岡市南区若久6-75-2	5～6人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８４	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 北九州市小倉南区葉山町１－１－７	2人程度	平成３０年７月及び８月中の連続する２日間	応募は全期間（２日間）で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理，教育，社会，福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏８５	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 佐賀少年鑑別所	佐賀少年鑑別所 佐賀市新生町１－１０	２人程度	平成３０年７月中旬から８月上旬までの連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政に関心を持っていること。 ・心理学又はその隣接科学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次以上であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８６	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町４－３	３人程度	平成３０年７月下旬又は８月のうち連続する３日間	応募は，全日程参加可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検・処理体験，行動観察実習，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８７	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本市西区池田１－９－２７	３人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏８８	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 大分少年鑑別所	大分少年鑑別所 大分県大分市新川町１丁目５番２８号	２人程度	平成３０年７月２３日から同月２７日までの中の連続する３日間 又は 平成３０年７月３０日から８月３日までの中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137

登録票（平成３０年度）

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき，1管区までです。
夏８９	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 宮崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所 宮崎県宮崎市鶴島２－１６－５	4人程度	平成３０年８月中の連続する２日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学及び教育，社会，福祉等人間科学を専攻していることが望ましい。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏９０	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 鹿児島少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所 鹿児島県鹿児島市唐湊３－３－５	3人程度	平成３０年８月中の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137
夏９１	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 那覇少年鑑別所	那覇少年鑑別所 沖縄県那覇市西3-14-20	8人程度	平成３０年８月下旬の連続する３日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習（模擬面接の陪席，模擬事例に係る少年簿の作成体験，心理検査の受検体験，模擬事例に係る判定会議の見学等）	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政（少年鑑別所の鑑別等）に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験（人間科学）又は法務省専門職員（人間科学）試験（矯正心理専門職区分）を受験予定であること。 ・大学３年次若しくは４年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮５－３－５３ 092-661-1137